

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森次 茂廣

被告 株式会社

## 準備書面 15

令和4年2月4日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士

原告第13準備書面の原告の主張に対し、次のとおり、主張する。

第1 原告がこれまで制作してきた振動計測プログラムとの違い

- 1 振動の測定には、①振動規制法に基づいて規制基準との適合状況を調べるための測定と、②振動の実態把握、対策検討のための測定の2種類がある（乙36）。
- 2 サイレントロボが行う振動測定は、振動規制法に基づいて規制基準との適合状況を調べるための測定であり（乙4）、①の測定の場合である。この①の測定は、振動規制法上、鉛直方向（Z軸）について行うこととされている。したがって、サイレントロボに係る乙23号証のソースコードは、鉛直方向のみとなっている。
- 3 一方、原告がこれまで被告から請け負ってきた振動計測プログラムが行う測定は、山を掘削するトンネル工事やダム工事にて爆発物の発破等による振動の測定である。このような振動を測定する目的は、発破等の振動が地盤にどのよ

うな具体的影響を及ぼすことになるのか、詳細に実態を把握し、工事対策を検討することになり（乙36、乙37）、②の測定の場合である。②の測定では、詳細なデータを採取する必要があるため、鉛直方向のみならず、水平方向（X軸、Y軸）の計測も行う。

- 4 このように振動の計測方法には種類があるのであり、その種類に応じて計測の仕方は変わってくる。原告の主張は、この振動の計測方法の相違を前提としないものであり、失当である。

### 第2 サイレントロボのデジタル表示について

サイレントロボのデジタル表示は、ソースコードにある。例えば、乙23号証の26頁目29行目にある次のコードである。なお、表示に関するコードはこれに限られない。

```
「|b|振動計L10=Format(tmpDataV(tmpL10Count), "#00.0")」
```

### 第3 測定データの代表値に最小値を選出する誤りがあるとの指摘に対し

原告の指摘どおり、ここは誤りがあり、1秒ごとに得られる10個のデータから最小値を選出している。値がdBであり設置された場所での1秒間における最大値と最小値の差が有意に違わなかったためか、これまで外部からクレームや指摘が無かったようであり、かかるコードミスが見過ごされたままであったようである。

### 第4 サンプリングが10Hzの測定となっていないとの指摘に対し

原告は、10Hzで10回の変換の設定となっており、この変換を繰り返すと、1サイクルの10回目の測定と次のサイクルの1回目の測定の間隔が0.1秒にならないとの指摘するところ、それは「LpAinpB.Tim」（乙23号証の18頁目）の設定を10.0にしている場合である。原告第13準備書面8頁目で引用されるとおり、乙23は「LpAinpB.Tim」を9.

3に設定している。

第5 全データ保存になっていないとの指摘に対し

原告が指摘するとおり、サイレントロボは、1時間に10秒間の欠測がある状況にある。

第6 保存データの種類が足りていないとの指摘に対し

原告が指摘するとおり、サイレントロボは、連続データを保存するコードがない。これは、乙3号証の製作仕様書が作成された平成15年10月段階では、連続データの保存を実装する予定がされていたが、その後、需要とCPU負荷の兼ね合いから実装されないこととなり、そのためコードも書かれなかった。

以 上